

中学校の教員数について

教職員の定数は、文科省により基本的なものが決められている。これは、学級数に対して、教員を何人配置するかというものです。大まかなものは、次の通りです。

<中学校：校長・教員数> 下の表には、校長1人を含み、教頭及び教諭などの合計
(教頭は24学級以上で2人配置)

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
教員数	3	6	9	9	10	11	13	15	16	18	20	21	22	23	25	26	28	30

学級数	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
教員数	31	33	35	36	38	39	40	42	43	44	46	48	49	51	52	54	55	56

この表の学級数は、学校全体の学級数なので、各学年3クラスある学校は『9』、各学年4クラスある学校は『12』という学級数になります。

ここで、考えてもらいたいのが、教科のバランスです。中学校では、もちろん、教科担当生であり、今では、その教科の免許を持っていない人は授業を行うことができません。どの教科の先生が何人必要なかは、学校長が市の教育委員会に要望を出すなどして、決まっているようです。

他教科を受け持てないのならば、学級数ごとに、教科の教員数まで基本線をだしてもらえないのでしょうか？

どうしても、受け持ち授業数が多い教科と少ない教科ができてしまいます。担任を持っていたり、重たい分掌を受け持っていたりすることもあるのですが…。